

#### IV 出願の取下、放棄

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の取下又は放棄をすることができます。共同出願の場合は、全員で手続きしなければなりません。

また、特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を取下又は放棄することができます。(特38の2)

出願の取下(放棄)書は、次の様式により作成します。

特施規様式第40(第28条の3関係)

【書類名】	出願取下書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	← ⊕ 又は 識別ラベル
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	⊕ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

[備考]

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から27まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「(【手数料の表示])」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。